

平成 21 年度 第 2 回 文化財保護委員会会議録

■日時：平成 21 年 12 月 23 日（水）午前 9 時 30 分から午後 5 時 45 分

■場所：町内各所、宮代町役場 102 会議室

出席者：島村圭一委員長、中村誠二副委員長、新井浩文委員、長谷川清一委員、中村豊委員、岩上孔昭委員
斎藤和浩室長、青木秀雄主幹、河井伸一主査

会議次第

- 1 現地調査・視察
- 2 開会
- 3 あいさつ
- 4 議題
 - (1)文化財の指定候補について
 - (2)その他

会議概要

- ・指定文化財候補の現地視察を実施した。
- ・文化財の指定候補について話し合った

会議録

現地視察・調査

和戸キリスト教会（和戸教会関係資料）→真蔵院（円空仏・如来形立像）→川島一庵坊（伏鉦）→姫宮神社（多少庵関係俳額）→五社神社（多少庵関係俳額）→郷土資料館（多少庵聯・金原関根家文書・前原遺跡出土石器）→宮代町役場会議室（会議）

あいさつ（島村委員長）

島村委員長 本日は、朝からの現地視察お疲れ様でした。和戸教会、真蔵院、川島一庵、姫宮神社、五社神社、郷土資料館と指定文化財候補を見学してきました、最後に役場の会議室で今日見学した指定文化財候補について議論いただき、候補を絞っていきたいと思います。それでは平成 21 年度第 2 回文化財保護委員会を開催いたします。本日、現地で確認した文化財候補の中から、まず、事務局が提案した 8 点の指定文化財候補についてご検討ください。なお、俳額は姫宮神社と五社神社に奉納されています。それでは、多少庵関係の俳額と聯についてご検討の程よろしく願いいたします。

新井委員 なぜ、多少庵関係の資料のうち、俳額と聯のみを事務局案としたのですか。指定を行うなら、句碑なども一緒に検討した方が良いと思いますが。この他にも多少庵関係の資料はありますよね。

青木主幹 西光院には華塚が2基あります。

河井主査 西の島村さん宅には多少庵鬼吉の位牌があって、その裏には辞世の句が刻まれています。この他にも、郷土資料館には島村さんから寄贈頂いた古文書の中に多少庵鬼吉関係の古文書もあります。

島村委員長 たしか、句集や多少庵俳壇史などもありますよね。

新井委員 多少庵関係は色々な資料がありそうですね。それなら、より一層、俳額と聯のみを指定候補にすることに疑問が出てきます。

島村委員長 五社神社は俳額と句碑の2つがありますよね。それぞれ指定するか、一緒に多少庵関係資料として指定するかについてはどうですか。

新井委員 内容が違うので別々でも良いと思います。

島村委員長 多少庵関係の資料については、多少庵関係の全容を見てから指定候補として検討した方が良いと思います。それでは、五社神社の俳額については指定文化財として相応しいかご意見を下さい。

新井委員 指定文化財に相応しいと思いますが、指定文化財の案内板のような看板は出すのですか。

河井主査 出しません。

新井委員 出さないのなら良いのですが、出すとしたら無人であることも含め保管場所について考えた方がよいのではないのでしょうか。拝殿は鍵はかかっていますか。

河井主査 かかっています。姫宮神社についても無人で通常鍵がかかっている状況です。

島村委員長 多少庵に関しては宮代町を象徴するものであるにもかかわらず、指定文化財が1点もなかったことから、俳額や聯については指定の方向で良いと思いますがどうですか。

新井委員 多少庵については句碑や文書なども含め全容を明らかにする必要があると思います。そして、全容を明らかにした上で、聯や俳額も含め指定文化財として検討をした方がよいのではないのでしょうか。

島村委員長 それでは、来年度以降調査を続けていきたいとおもいます。

中村誠委員 指定文化財にする上で緊急性のあるものはありますか。

河井主査 特にはありませんが、五社神社の俳額が多少気になりました。

新井委員 俳額の白っぽいのは釘の部分だけ本来あった胡粉の残りであると考えられます。

河井主査 五社神社以外では、姫宮神社の絵馬についても保存状況が厳しいようです。

新井委員 絵馬などの顔料は落ちて当たり前ともいえますが、なるべく保存環境が良いところに移動するというのも良いのではないのでしょうか。

中村誠委員 姫宮神社の拝殿に絵馬が多数ある状況としては本来のものでし、あり方と

しては良いと思いますが。

島村委員長 五社神社の俳額、姫宮神社の絵馬についても、今後の状況を見守りながら注視していきたいと思います。次に、郷土資料館で現物を見た地蔵院の半鐘についてですが。

新井委員 これは宮代町で一番古いものではないですね。

青木主幹 はいそうです。しかし、他の古いものは宮代町に本来あったものか移動してきたものかは明らかではありません。

中村豊委員 これらは宮代消防署にあったものですよ。そうなると、基本的に町内のどこかにあったものですよ。

河井主査 半鐘で指定文化財になっているものは結構あるものですか。

新井委員 半鐘については戦前の調査で、元禄以前のものは供出を免れ保存することになりましたが、それ以後のものは供出されたようです。そのため、元禄以前のものは指定文化財になっているのも多くあります。それ以後でも、その自治体で一番古いものなどが指定文化財になっているところもあります。半鐘についてはもう少し調べてから、指定候補にした方がよいのではないのでしょうか。

島村委員長 今後の課題として、半鐘の作者である天明鋳物師やその作者が製作した和鏡、鱧口などの調査を進めた上で、指定候補として考えていきたいと思います。次に本日見学した川島一庵坊の伏鉦ですが。事務局説明お願いいたします。

青木主幹 宮代町で残る伏鉦としては最も古いものです。この伏鉦は寄進者も分かりますし、作者の粉河という人も江戸の鋳物師である程度分かっている状況です。

島村委員長 川島の庚申講とは直接関係ありませんよね。

青木主幹 ありません。

島村委員長 しっかり、銘文も残っていますので指定候補として良いと思います。これは歴史資料とした方がよいか、工芸品とした方がよいかどちらでしょう。

新井委員 どちらでも良いと思いますが、一般的には歴史資料的な価値に美術的な価値が加わった時、工芸品とすることが多いです。

河井主査 工芸品は繊細で美術的な要素が多いもののイメージがありますが、伏鉦はどうですかね。以前、宮代町では室町期の鱧口が工芸品の指定になっていますが。

新井委員 鱧口は室町期ですから工芸品として当然だと思います。

長谷川委員 工芸品としての説明ができれば工芸品として、説明が出来ないのであれば歴史資料として検討すればいいのではないのでしょうか。

新井委員 工芸品となれば美術品としての付加価値が付きます。

青木主幹 佐野の専門家の方に見てもらおうと思います。

島村委員長 ジャンルについては今後の検討が必要といえますが、指定文化財候補としては十分であると思いますので、来年度の指定に向け今後も検討していきたいと思います。次に本日、郷土資料館で現物を見た関根家文書ですが。事務局説明

お願いいたします。

河井主査 関根家は百間金谷原組の名主家文書です。宝暦年間から文化年間の約 60 年間 3 代に渡り名主を勤めました。総点数は約 600 点ですが、組頭時代の江戸時代後半のものや明治期の文書が多く、名主家時代のものは 100 点以下であると思います。ちなみに岩槻城絵図や下ノ谷新田絵図もこの文書群に含まれています。恐らく次の名主である金原の折原家に引き継がなかった文書が残っているといえます。年貢割付状、年貢皆済なども残っています。

中村誠委員 名主時代の物とそれ以外の文書とで分けた上、指定文化財として指定するつもりはありますか。

河井主査 ありません。今まで宮代町では基本的に文書群全体を指定してきています。番号も、検出された場所ごとに付けられていますので、事実上分けることは不可能といえます。

新井委員 古文書群は名主家文書であるとともに、旧村の役場文書も多く保管されていますので、明治以降のものでも貴重といえます。そのため、文書群全体で指定した方が良いと思います。あと、名主家文書については他に絶対無いものですし、旧村の状況が分かることから、全て指定の方向で考えた方が良いと思います。

島村委員長 それでは、関根家文書については指定の方向で考えていきたいと思います。

河井主査 来年 2 月に第 3 回目の保護委員会を開く予定ですが、その時に調書を提出したいと思います。

島村委員長 次に、前原遺跡の石器について事務局説明お願いいたします。

青木主幹 時代の違う 2 つの石器ブロックからナイフ形石器が出土した状況です。第 1 ブロックは砂川期で第 2 ブロックが岩宿Ⅱ期のものです。昭和 55・56 年当時としては、非常に珍しいものといえます。石器の製作場として貴重といえます。

長谷川委員 近隣でもそう多くはありません。

中村誠委員 さいたま市でも、多数検出されるものではありません。しかし、前原遺跡の場合は学史の上でも重要な遺跡であることから指定文化財候補として考えても良いのではないのでしょうか。

河井主査 2 つの石器ブロックを別々に指定するのか、2 つを一括して指定するのか検討してください。なぜ、このような質問をするかというと、金原遺跡では 11 の石器ブロックと 9 つの礫群が検出されています。金原遺跡の石器群を指定する時、今回の前原遺跡の指定方法に准ずる可能性が高いといえるからです。

長谷川委員 時代が違うということですが、同じような場所で石器の製作場があったことも重要と考えられますので、1 つ 1 つ指定するのではなく、2 つで 1 つの指定でよいのではないのでしょうか。

中村誠委員 私も同感です。前原遺跡に石器製作場が造られた事が重要と考えられます。

河井主査 それでは名称は石器製作場とした方がよいですか。そうすると、フレイクやチ

ップを含めるのですか。個数の把握は出来ないかと思います。もう一つの考え方としては、報告書に記載されているフレイクやコアなどは含めるという考えがありますが如何ですか。ちなみに逆井遺跡では、細石刃の製作場から出土したものの内、細石刃核と細石刃のみ指定文化財としました。同じ方法ですと石器製作場から出土した遺物の内、ナイフ形や切出形石器のみを指定することとなります。ご検討よろしくお願いたします。

長谷川委員 ナイフ形石器のみの指定はどうかと思います。石器製作跡から出土したものに価値があると思いますので、少なくとも報告書を作成する際、抽出していますよね。それならば、報告書に記載されているものは対象にした方が良いでしょう。

中村誠委員 逆井遺跡細石刃の指定の際には、非常に珍しいものでもあり、細石刃の価値の点から、文化財指定したため細石刃と細石刃核のみを指定した覚えがあります。今回の前原遺跡の場合はナイフ形石器については、ある程度近隣市町でも出土しており、石器製作場との関連から文化財指定するため、逆井遺跡と若干変わってもいいのかなと思います。

島村委員長 それでは、文化財指定を前提に次の保護委員会に調書を提出してください。次に、今日視察した場所について意見はありますか。

新井委員 和戸教会については、埼玉県最古の教会でもあり、非常に貴重なものを所蔵しています。全容を明らかにした上、報告した方が良いでしょう。

河井主査 古文書、聖書、ステンドグラス、説教台、オルガン、椅子などがありますが、指定する範囲としてはどうですか。

島村委員長 初代の教会に係るもののみを指定候補としたらどうですか。

青木主幹 そうなると、古文書、聖書、ステンドグラス、説教台までが対象となりますね。区分的には良いでしょう。

新井委員 来年度以降、本調査に入れる体制を造って下さい。

島村委員長 真蔵院については、初めて薬師堂に入りましたが非常に勉強になりました。如来形立像については、来年度指定してもよいのではないのでしょうか。

新井委員 既に調査も終わって、報告も出ていることから指定してもよいのではないのでしょうか。

中村豊委員 薬師堂は引き屋で現在地に持ってきました。火事にあつたのは真蔵院本堂だと思っていますので、薬師堂は古い建物だと思います。

岩上委員 私も、火事にあつたのは本堂で薬師堂は古い建物と聞きました。

河井主査 県立文書館に火事にあつた真蔵院関係の文書が残っていますので確認したいと思います。

岩上委員 須賀小学校のカヤの木は非常に悪い状態です。長持ちさせることを考える必要があります。専門の人に見てもらった方がよいのではないのでしょうか。

河井主査 来年あたり、指定文化財にすることは関係無しに樹木医に見てもらい、対処を考えたいと思います。

島村委員長 それでは、議事が終わりましたので、事務局へお返しいたします。

青木主幹 それでは、以上をもちまして、平成 21 年度第 2 回文化財保護委員会を終了させていただきます。